

第 4 6 1 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

H 2 9 . 1 2 . 6 追 加 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名
議 案 (15件)	予算案 (10件)	1 3 1	平成 2 9 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 ① 補正額 808,230千円 ② 歳入歳出予算 11月補正後予算額 (第4号提案後) (a) 5,219億円 11月補正予算額 (第5号) (b) 8億円 補正後予算額 (a) + (b) 5,227億円 * 対前年度同期比 95.8% 【参考】平成28年度11月補正後予算額 5,455億円 ③ 財源 全額繰越金
		1 3 2 ～ 1 3 5	平成 2 9 年度 島 根 県 中 小 企 業 近 代 化 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 3 特 別 会 計 補 正 予 算 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1 3 2 中小企業近代化資金 1 3 3 臨港地域整備 1 3 4 流域下水道 1 3 5 県営住宅 </div>
		1 3 6 ～ 1 4 0	平成 2 9 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 4 事 業 会 計 補 正 予 算 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1 3 6 病院 1 3 7 電気 1 3 8 工業用水道 1 3 9 水道 1 4 0 宅地造成 </div>

区分	議案No	議 案 名																		
条例案 (5件)	141	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ(+0.1月分)</p> <p>③ 医師又は歯科医師に係る初任給調整手当の支給月額の限度額の上上げ</p> <table border="1" data-bbox="499 510 1362 712"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの</td> <td>413,800円</td> <td>414,300円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの</td> <td>50,600円</td> <td>50,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 獣医師に係る初任給調整手当の支給期間及び支給月額の限度額の改正</p> <table border="1" data-bbox="499 748 1362 869"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給期間</td> <td>採用の日から9年以内</td> <td>採用の日から13年以内</td> </tr> <tr> <td>支給月額の限度額</td> <td>45,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：①③公布の日 (平成29年4月1日から適用) ②公布の日 (平成29年12月1日から適用) ④平成30年4月1日</p>	支給対象者	改正前	改正後	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,800円	414,300円	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,600円	50,700円		改正前	改正後	支給期間	採用の日から9年以内	採用の日から13年以内	支給月額の限度額	45,000円	50,000円
	支給対象者	改正前	改正後																	
	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,800円	414,300円																	
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,600円	50,700円																		
	改正前	改正後																		
支給期間	採用の日から9年以内	採用の日から13年以内																		
支給月額の限度額	45,000円	50,000円																		
142	<p>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ(+0.1月分)</p> <p style="text-align: right;">施行日：①公布の日 (平成29年4月1日から適用) ②公布の日 (平成29年12月1日から適用)</p>																			
143	<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ(+0.1月分)</p> <p style="text-align: right;">施行日：①公布の日 (平成29年4月1日から適用) ②公布の日 (平成29年12月1日から適用)</p>																			

区 分		議案No	議 案 名																		
条例案 つづき	144	特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 一般職の勤勉手当の改正に準じて、期末手当を引き上げ（+0.1月分） 施行日：公布の日 （平成29年12月1日から適用）																			
	145	県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の報告を受けて、教員特殊業務手当の額を改正 <table border="1" data-bbox="466 719 1331 918"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">修学旅行等引率指導業務</td> <td>4,250円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">対外運動競技等引率指導業務</td> <td>4,250円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部活動指導業務 (週休日等)</td> <td>4時間以上</td> <td>3,000円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成30年1月1日		区分		改正前	改正後	修学旅行等引率指導業務		4,250円	5,100円	対外運動競技等引率指導業務		4,250円	5,100円	部活動指導業務 (週休日等)	4時間以上	3,000円	3,600円	2時間以上4時間未満	1,500円
区分		改正前	改正後																		
修学旅行等引率指導業務		4,250円	5,100円																		
対外運動競技等引率指導業務		4,250円	5,100円																		
部活動指導業務 (週休日等)	4時間以上	3,000円	3,600円																		
	2時間以上4時間未満	1,500円	1,800円																		